

生産緑地地区の指定について

名古屋市では、既存の生産緑地地区に隣接し、一団となる農地など裏面「生産緑地地区の指定要件について」に該当し、今後 30 年間引き続き農業が営まれる農地等*について生産緑地地区の追加指定を行っています。

また、指定後は農地等として適切に管理することが義務づけられています。指定を希望される農地等所有者の方は、事前に下記の窓口でよくご相談下さい。

*農地等

現に農業の用に供されている農地若しくは採草放牧地、現に林業の用に供されている森林又は現に漁業の用に供されている沼地（これらに隣接し、かつ、これらと一体となって農林漁業の用に供されている農業用道路その他の土地を含む）。

※生産緑地地区への指定要件については、裏面に掲載させていただいておりますが、指定のお申し出には、要件に当てはまるか否かの確認と共に現地や現在の営農状況の調査等も併せて必要となります。必ず事前にご相談下さい。

農地等の所在区	相談窓口	電話番号
東区、北区、西区、中村区	西区山田支所農政担当	501-4991
熱田区、中川区	中川区役所農政担当	363-4360
港区	港区南陽支所農政担当	301-8209
守山区	守山区役所農政担当	796-4551
南区、緑区	緑区役所農政担当	625-3932
千種区、昭和区、瑞穂区、名東区、天白区	天白区役所農政担当	807-3921

《書類受付期間》

平成 30 年 3 月 1 日（木）から平成 30 年 4 月 20 日（金）まで

（土曜日及び日曜日、祝日は除きます。）

※ご注意ください！

組織の統合に伴い、平成 30 年 4 月 2 日（月）から一部窓口が変更になります。（西区山田支所管内は守山区役所、天白区役所管内は緑区役所へ変更。）

《必要な書類》

- ・生産緑地地区指定同意書 2 部
（共有者がいる場合はその全員のまた、地上権、賃借権、永小作権、先取得権、質権、抵当権等が設定されている場合はそれらの権利を有する者の同意が必要です。）
- ・印鑑登録証明書 1 部
- ・土地の登記事項証明書（全部事項証明書） 1 部
- ・地籍図（公図の写し） 1 部

生産緑地地区の指定要件について

必須要件として、以下1～3の全てに該当する一団の農地等^{※1}であること

- 1 300 m²以上の規模の区域であること
- 2 都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもの
- 3 農林漁業の継続が可能な条件を備えていること

かつ、上記必須要件を満たす他、以下4～9のいずれかに該当すること

- 4 既存の生産緑地地区に隣接し、一団となる農地等
- 5 土地区画整理事業等の施行に伴い、新たに面積要件を満たすこととなった農地等
- 6 公園・緑地その他の公共空地として都市計画決定された区域内の農地等
- 7 「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に基づく市民農園として設置する農地等
- 8 駅そば生活圏^{※2}外の農地等
- 9 駅そば生活圏内の農地等のうち名古屋市防災協力農地登録制度に定める防災協力農地に登録のある農地等

※1 農地と農地の中に道路・水路等が介在する場合でも、介在する道路・水路等の幅員が6.5m以内であれば一団の農地等として取扱い、生産緑地地区へ指定できる場合があります。

※2 名古屋市都市計画マスタープラン（平成23年12月策定）に定める駅から800m圏域に、地下鉄の環状線で囲まれる部分を含めた区域。

*詳しくは、表面にある相談窓口でご確認ください。

<駅そば生活圏の区域図>

